

平成 29 年度第 2 回 鹿児島労働局公共調達監視委員会の議事概要

日 時：平成 29 年 11 月 21 日（火）13 時 30 分～15 時 30 分

場 所：鹿児島合同庁舎第 2 会議室

出席委員：

采女 博文（鹿児島大学名誉教授）

大脇 通孝（弁護士）

森 征一郎（税理士）

1 開会

2 委員長の選出

委員の互選により、采女博文委員が委員長に選出された。

3 審査

事務局から、6 月の第 1 回監視委員会において審議すべき物品・役務等の競争入札によるもの 1 件を漏らしていたため、今回の審議案件に含めて審議してほしいこと、また、今回の審議案件は平成 29 年 4 月から 6 月までに契約が締結された物品役務等の競争入札 20 件、物品・役務等の随意契約によるもの 20 件、公共工事の競争入札・随意契約によるものの対象案件はないことを説明し、去る 11 月 9 日に開催した公共調達審査会の審議において、全案件について承認されたことが報告された。

(1) 物品・役務等に係る競争入札案件の No. 1 と No. 20 について、事務局の会計第 2 係長が公共調達監視委員会審査調書等により説明した。

説明終了後に委員からなされた質問、意見およびそれらに対する事務局の回答は以下のとおりであった。

No. 1（鹿児島労働基準監督署外 2 官署空調設備計画整備）について

(委員) 資料 No. 1 について、2 者の内 1 者が辞退されているが、これはなぜか。

(回答) 参加の申し込みはされていたが、他の監督署等も空調メンテナンスをしなければならぬため最終的な段階で辞退された。

以上の意見等を経て、物品・役務等に係る一般競争入札案件の No. 1 と No. 20

については、適正と承認された。

(2) 物品・役務等に係る競争入札案件のNo.2からNo.6について、事務局の会計第1係長が公共調達監視委員会審査調書等により説明した。

説明終了後に委員からなされた質問、意見およびそれらに対する事務局の回答は以下のとおりであった。

(委員) 資料No.2～資料No.5は、入札は1者だけだったのか。

(回答) そうである。

(委員) 資料No.6について、福岡の企業であるが鹿児島に支社があるのか。

また、この事業は下請けにさせることは出来ないのか。

(回答) 鹿児島に支社がある。下請けにさせることは出来ない。

(委員) 資料No.2は電気関係の入札ということで他にも参加する企業がありそうだが、なぜ入札が1者だけなのか。

(回答) 入札説明書交付の段階では5者へ交付していたが、入札書提出期限に間に合わないなどの理由で辞退された。

当局としては書類の提出期間を前回よりも長くしたが、それでも1者のみの応札となった。

以上の意見等を経て、物品・役務等に係る一般競争入札案件のNo.2～No.6については、適正と承認された。

(3) 物品・役務等に係る競争入札案件のNo.7からNo.11について、事務局の会計第1係長が公共調達監視委員会審査調書等により説明した。

説明終了後に委員からなされた質問、意見およびそれらに対する事務局の回答は以下のとおりであった。

(委員) 資料No.8については、大脇委員は利害関係があるため審議から外れます。

(委員) 資料No.9にある『低入札価格調査基準額』はどのようなものに設定されるのか。

(回答) 役務や工事の入札で、予定価格が1,000万円を超えるものについては設定することとなっている。

(委員) 資料No.10は他県の企業が落札している。県外の企業ではなく鹿児島の企業が落札できる制度などはないのか。

(回答) 公平な入札を行っているので、地元企業を優先することは出来ない。

以上の意見等を経て、物品・役務等に係る一般競争入札案件のNo. 7～No. 1 1については、適正と承認された。

(4) 物品・役務等に係る競争入札案件のNo. 1 2からNo. 1 6について、事務局の会計第1係長が公共調達監視委員会審査調書等により説明した。

説明終了後に委員からなされた質問、意見およびそれらに対する事務局の回答は以下のとおりであった。

(委員) 資料No. 1 2～No. 1 4の落札業者は、鹿児島県外、九州外の企業及び団体が落札している。特に資料No. 1 4の契約金額は4,000万円だが、これらの企業は出先機関が鹿児島にあるのか。

(回答) すべて鹿児島市内に支店がある。

(委員) 資料No. 1 2、No. 1 4の事業は、鹿児島以外の各都道府県で同じような事業があるのか。

(回答) 国の施策なので全国で行われている。

(委員) 資料No. 1 4の落札業者が、全国でその事業を受注している割合はどのくらいか。

(回答) 全国120箇所中10箇所程度で受注していると聞いている。

(委員) 入札金額が大きいのに、入札の企業が少ない。広告の仕方はどうなっているのか。それとも、特殊な業務だから入札の企業が少ないのか。

(回答) 業務内容が、引きこもりやニートなどの若年無職者や高卒中退者等の方々への相談・支援を行うため特殊性が高いものである。元々地元のNPO団体が実施していた事業で、本省が契約の締結を行っていたが、地元のNPO団体が事業から撤退してきている経緯があり地元でこの事業を行う企業が少なくなり、落札率も高めとなっている。

(委員) 予定価格が簡単に推測されることはあるのか。

(回答) そういうことはない。

(委員) 資料No. 1 4については、昨年も同じことを発言した記憶がある。

(委員) 資料No. 1 4の「サポートステーション支援事業」とは、どのような事業なのか、具体的な内容と積算の内訳を知りたい。

(回答) 職業的自立に向けてカウンセリングや相談支援を行い、併せて就職を目指す職場体験事業等の事業を行っている。

積算の内訳は、資料に記載しているとおりである。

(委員) 賃金単価については、その人の資格によって異なるのか。

(回答) コーディネーターなのか、キャリアコンサルタントなのかで異なる。

(委員) 相談支援事業だけにある「雇用勘定」とは何か。

(回答) 特別会計のことである。

(委員) 入札説明会には、この1者しか参加はなかったのか。

(回答) そうである。

(委員) 資料No. 1 4の事業内容は、鹿児島県内でも対応できる団体や組織がい

くつもありそうだが。

(委員) 検討すべき課題はありそうだが、調達業務としては適正に行われているようなので問題はなかりょうと思います。

以上の意見等を経て、物品・役務等に係る一般競争入札案件のNo. 1 2～No. 1 6については、適正と承認された。

(5) 物品・役務等に係る競争入札案件のNo. 1 7からNo. 1 9とNo. 2 1について、事務局の会計第1係長が公共調達監視委員会審査調書等により説明した。説明終了後に委員からなされた質問、意見およびそれらに対する事務局の回答は以下のとおりであった。

(委員) 資料No. 2 1は、大脇委員は利害関係があるため審議から外れます。

(委員) 本来入札というのは、資料No. 1 7、No. 1 8のようにすべて電子で行うというのが正しい方法だと思います。きちんと競争しているように見えます。

以上の意見等を経て、物品・役務等に係る一般競争入札案件のNo. 1 7～No. 1 9、No. 2 1については、適正と承認された。

(6) 物品・役務等に係る随意契約のNo. 1 からNo. 5について、事務局の会計第1係長が公共調達監視委員会審査調書等により説明した。説明終了後に委員からなされた質問、意見およびそれらに対する事務局の回答は以下のとおりであった。

(委員) 資料No. 4、No. 5は地域ごとに県知事から推薦された社会福祉法人と随意契約をしているが、この随意契約の相手方というのは変わっていくものか。

(回答) 変わることも考えられる。

(委員) 他にも能力のある社会福祉法人はありそうだが、県知事からの推薦がある団体がずっと変わらないのは問題だと思う。推薦について意見を言ったりできる仕組みはあるのか。

(回答) そのような仕組みはない。

(委員) 県知事が推薦している団体はどの位あるのか。

(回答) 7つある地域にそれぞれ1つずつである。

(委員) 前年の予算と比べるとだいぶ増えているが、これは鹿児島労働局から本省へ予算請求するのか。

(回答) 本省の方から予算が下りてくる。それを本省の費用方針に従って割り

振る。

以上の意見等を経て、物品・役務等に係る随意契約のNo. 1～No. 5については、適正と承認された。

(7) 物品・役務等に係る随意契約のNo. 6からNo. 8及びNo. 18からNo. 20について、事務局の会計第1係長が公共調達監視委員会審査調書等により説明した。

説明終了後に委員からなされた質問、意見およびそれらに対する事務局の回答は以下のとおりであった。

(委員) 資料No. 20は、森委員は利害関係があるため、審議から外れます。

(委員) 他の落札率は100%だが、資料No. 18だけ予定価格と契約金額が違うのは何故か。

(回答) 予定価格は昨年度の実績等を考慮して作成したが、落札金額は相手方が提示した金額である。

(委員) 相手方が遠慮したということか。

(回答) そうです。

(委員) 資料No. 20の『随意契約とした理由』が『契約の目的が競争を許さないため』となっている。ホテルはたくさんあるのに、なぜ競争ができないのか。

(回答) 参加者数や会場の規模、場所、会場の空き状況等を勘案して公共施設から当たっていくが、2日間の開催を予定しているため条件を満たすホテルがなかったものである。

(委員) 資料No. 19が昨年は競争入札であったのに今回随意契約となったのはなぜか。

(回答) 法令改正により、都道府県が委託をした支援センターに委託しなければならないこととなったためである。

以上の意見等を経て、物品・役務等に係る随意契約No. 6～No. 8及びNo. 18～No. 20については、適正と承認された。

(8) 物品・役務等に係る随意契約のNo. 9からNo. 13について、事務局の会計第2係長が公共調達監視委員会審査調書等により説明した。

説明終了後に委員からなされた質問、意見およびそれらに対する事務局の回答は以下のとおりであった。

委員の質問は特になし。

以上の意見等を経て、物品・役務等に係る随意契約No. 9～No. 13については、適正と承認された。

(9) 物品・役務等に係る随意契約のNo. 14からNo. 17について、事務局の会計第2係長が公共調達監視委員会審査調書等により説明した。

説明終了後に委員からなされた質問、意見およびそれらに対する事務局の回答は以下のとおりであった。

委員の質問は特になし。

以上の意見等を経て、物品・役務等に係る随意契約No. 14～No. 17については、適正と承認された。

4 案件の承認

全ての案件について、委員からの異議はなく、適正と承認された。

5 次回公共調達監視委員会の開催予定

平成29年度第3回目の公共調達監視委員会については、平成30年2月初めの開催とし、各委員の日程調整を行ったうえで決定する。